

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う「融資条件変更手数料」免除期間延長について

新型コロナウイルス感染症による影響を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。長崎三菱信用組合（理事長 新屋 貴憲）は、新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けられたお客さまについて「融資条件変更手数料」を免除しております。この度、現在のコロナ禍の状況に鑑み、条件変更手数料の免除期間を下記の通り延長いたしますのでお知らせします。

今後とも当組合は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けられたお客さまのご相談に柔軟に対応してまいります。

記

1. 対象となるお客さま  
新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けられた法人および個人のお客さま
2. 免除対象となる融資条件変更手数料
  - (1) 住宅ローン  
5,500 円
  - (2) アパート・ビルローン、事業資金  
11,000 円
  - (3) その他ローン  
5,500 円
3. 取扱期間  
2021年3月31日（水）お申込み分まで  
※期限を2020年9月30日（水）から延長

以上